

## 尾張西部交通圏タクシー準特定地域協議会 構成員

令和6年1月10日現在

(敬称略)

根拠	区分	組織名	役職	構成員名
設置要綱 第4条(1)	関係地方公共団体の長又はその 指名する者	愛知県	都市・交通局 交通対策課長	山田 浩之
		一宮市	まちづくり部 地域交通課長	田内 誠一
		稲沢市	総務部 総務課	大津 伸二
設置要綱 第4条(2)	タクシー事業者等	愛知県タクシー協会	会長	青木 良浩
		稲沢タクシー株式会社	代表取締役	黒田 剛生
		尾張交通株式会社	代表取締役	長屋 壽美
		尾張西部タクシー株式会社	代表取締役	長屋 壽美
		尾西交通有限会社	代表取締役	前田 正和
		萩原タクシー株式会社	代表取締役	櫻井 敏博
		名鉄西部交通株式会社	代表取締役	安藤 和人
		山下運送株式会社	代表取締役	山下 博嗣
設置要綱 第4条(3)	労働組合等	全自交愛知地方連合会	執行委員長	井上 修
設置要綱 第4条(4)	地域住民の代表	一宮商工会議所	専務理事	太田 義孝
		稲沢商工会議所	事務局長	阿部 一洋
設置要綱 第4条(5)	鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設 管理者等	-	-	-
設置要綱 第4条(6)	学識経験者	名古屋大学大学院	環境学研究科 教授	加藤 博和
		名古屋大学大学院	環境学研究科 特任准教授	福本 雅之
設置要綱 第4条(7)	一宮労働基準監督署長又はその 指名する者	一宮労働基準監督署	副所長	相部 明浩
設置要綱 第4条(8)	愛知県一宮警察署長又はその 指名する者	愛知県一宮警察署	交通課長	松井 拳